過去の入学選考説明会における Q&A

Q	その他制定品の費用を教えてください。また，指定のもの以外の持参は認められていますでしょうか，校内共通物品からの貸与などの対応はありますでしょうか。
A	入学選考説明会でお知らせしたもの以外の制定品の代金は入学決定後に指定業者よりお知らせしております。制定品につきましては，指定のもの以外は認めておりません。貸与などの対応はしておりません。
Q	学校の雰囲気を知りたいのですが，外部者が参加できる開放行事等の機会はありますか。
A	本校では，入学を検討している方のために学校を開放することはしておりません。
Q	世帯所得などに応じた費用免除，減免等，費用負担を抑えられる制度はありますか。
A	本校独自の支援制度はございません。自治体による制度につきましては，自治体にお問い合わせください。
Q	授業参観については，都合如何によって参加が難しい場合など，代理参加は可能でしょうか。
A	授業参観は，代理の方が参加することも可能です。
Q	選考の日に体調不良などの理由で欠席した場合の予備考査の日程は設けられていますでしょうか。
A	今後，対象者に本校ホームページや通知文にてお知らせする情報を御覧ください。
Q	就学前検診を受けることができない時，どうしたらよいですか。
A	自治体に対応を問い合わせてください。自治体の指示にしたがって受けられた検診結果をご提出ください。
Q	どのくらいの頻度の来校が必要になりますか。
A	学校教育活動の状況に応じて来校していただいておりますので，来校頻度につきましては現時点で確定しておりませんが，主な来校機会は以下の通りです。 ■懇談会（学校懇談会，学級・学年懇談会，個人懇談会等） ■行事（参観日，スポーツデー，音楽会等） ■その他（育友会活動等） 子ども達の学びを支えるため，積極的にご来校いただける保護者のお子様の入学をお待ちしています。
Q	在学中の兄姉がいる場合，優先的に入学できるのでしょうか。
A	そのような制度はございません。
Q	1 年生の下校時刻を教えてください。
A	今年度の 1 年生は，5 時間目まで授業を行ない，下校時刻は 15:05 が目安となっております。
Q	附属中等教育学校へ進学する児童の割合を教えてください。
A	中等教育学校へ進学する児童数は年度により異なります。また，人数や割合については公表しておりません。
Q	二次選考の子どもおよび保護者の検査は，実施および回答とも日本語のみに制限されていますか。
A	本校の入学選考は，すべて日本語のみの実施となります。回答も日本語のみとなります。
Q	神戸大学附属小学校には学童等の子どもを預かる施設は併設されているのでしょうか。このような施設がない場合は，共働きの親を持つ在学児は，どのように放課後を過ごしているのですか。
A	本校には，放課後子どもを預かる施設はありません。よって授業終了後，下校になります。下校後は習い事を含む寄り道をせず，入学後に申請していただきます通学経路を必ず通り帰宅することをきまりとしています。ただし，下校時に地域等の学童に寄ることは許可しており，在校生の中には地域等の学童に寄り放課後を過ごす者もいます。
Q	二次選考の日程はどの様に決まりますか。
A	二次選考は，募集要項に記載しております 2 日のうちの 1 日です。どの日に来校していただくかは，一次選考で決定した受検番号により一次選考通過者にご連絡致します。

Q	双子での受検の場合，保護者は１名でよいですか。
A	双子での受検の場合でも，一次，二次，三次いずれの選考においても，保護者の来校は１名でよいです。
Q	現在校区内に住んでいるが，4 月 1 日までに校区内に転居予定の場合の願書の記入方法について教えてください。
A	現住所は現在の住所を記入します。転居後の住所は転居予定住所欄に記入してください。通学時間，通学方法につきましては，転居予定地からのものを記載してください。
Q	海外での宿泊活動の費用や参加資格について教えてください。
A	費用につきましては未定です。参加資格は設けず，希望者が定員を超えた場合は，抽選で参加者を決定しております。なお，これは現時点の対応であり，今後変更する可能性があります。
Q	小学校の成績はどのような基準で評価されるのですか。
A	各教科 3 観点（知識・技能，思考・判断・表現，主体的に学習に取り組む態度）について学習指導要領に基づいて評価基準を設定し，◎○△の 3 段階で評価します。さらに，3 年生以上は，3 観点の評価を総合して，各教科の評価を 3・2・1 の 3 段階で評価します。
Q	共働きの家庭は少ないですか。
A	家庭状況につきましては，お答えすることはできませんが，本校といたしましては，保護者が学校教育活動に積極的に参画いただけることを望んでおります。
Q	携帯電話の所持は一切禁止ですか。
A	スマートフォンの所持は認めていません。携帯電話は，緊急時の安全確認を目的とし，登校後は電源を切る，歩行中や公共交通機関内での通話やメール送信を行わないなど，学校も含めた公共の場での使用上のマナーを守ることを条件に所持を認めています。年度初めに，これらの約束を守ることを承諾の上，「携帯電話所持届」を提出していただいています。約束が守られないときは，携帯電話所持の許可を取り下げることになります。

※ 募集要項など本校が公開している文章に記載されている内容及び，動画内で伝えている内容についての質問は除外いたしました。